

河南町ベンチャーサポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内での新たな起業又は起業直後に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内で河南町ベンチャーサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域産業の発展及び起業促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 個人起業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始する場合

イ 法人起業 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 起業の日 個人事業者の場合にあつては開業の日、法人の場合にあつては設立の日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗及び、工場等をいう。

(4) 空き家 人が住んでいない、又は使われていない状態が1年以上継続している家をいう。

(5) 空き店舗 店舗の用に供されていない状態が1年以上継続している施設をいう。

(6) 補助事業 補助金の交付対象となる事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請時点において起業の日から1ヶ年を経過していないこと。

(2) 申請時点において起業の日を迎えていない者にあつては、第11条第1項に規定する時期までに実績報告が可能であること。

(3) 本社機能を有する事業所等を町内に設置すること。また、法人起業にあつては、登記上の本店所在地も町内に置くこと。

(4) 町税を滞納していないこと。

(5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特

定創業支援事業による支援を受けたことの証明書を河南町から取得していること。又は、申請しようとする日の属する年度内に取得予定であること。

(6) 許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けていること。ただし、申請時に許認可等の取得前の場合は、許認可等の取得に係る計画を明確に示すことができること。

(7) 1週間につき4日以上、かつ、1年以上継続して営業すること。

(8) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種であること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種でないこと。

(10) 犯罪等の違法な行為を手段としていないこと。

(11) その他事業の目的に照らして適当であると認められる事業であること。

(補助対象除外要件)

第4条 町長は、補助対象者が次に掲げる者に該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 河南町暴力団排除条例(平成25年河南町条例第21号)第2条第3項に規定する暴力団密接関係者

(3) 既に河南町ベンチャーサポート補助金の交付決定を受けている者

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、起業の日を迎えていない者に起業のために必要な経費、既に起業しているものにあつては起業後の経営に必要な経費で、かつ、補助金の交付決定後に発生する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、補助対象経費について、国、府その他の機関等からの補助金、負担金その他これに類するものを充当している場合は、当該経費から当該補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1の額とし、上限を10万円とする(町内の空き家又は空き店舗を事業所等として起業する場合にあっては、20万円)。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、河南町ベンチャーサポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 発行後3ヶ月以内の住民票の写し(法人起業の場合にあっては代表権を有する者全員分。ただし、既に法人起業している場合を除く。)
- (2) 町税の滞納がないことの証明書(法人起業の場合にあっては代表権を有する者全員分)
- (3) 補助対象経費の見積書
- (4) 補助事業の内容が分かる書類(事業計画書や仕様書等)
- (5) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
- (6) 営業に必要な許認可等を受けていることを証明できるもの(許認可等を必要とする業種に限る。)
- (7) 誓約書(様式第2号)
- (8) 発行後3ヶ月以内の登記事項証明書の写し(既に起業している法人の場合に限る。)
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、既に法人として起業している場合は法人、それ以外の場合は代表者個人名義とする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な資料の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、河南町ベンチャーサポート補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付すべきでないとしたときは、河南町ベンチャーサポート補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の申請)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」

という。)は、第7条の申請事項に変更が生じたときは、遅滞なく河南町ベンチャーサポート補助金事業計画変更申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請書の内容が適当であると認めるときは、河南町ベンチャーサポート補助金事業計画変更承認通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる時期のいずれか早い時期までに、河南町ベンチャーサポート補助金実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了の日から起算して2ヶ月を経過した日
- (2) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金により実施した内容が分かるもの
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類(内訳明細書・領収書)
- (3) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書(当該証明書を申請時に取得していない場合に限る。)
- (4) 営業に必要な許認可等を受けていることを証明できるもの(第3条第1項第6号ただし書きに該当する場合に限る。)
- (5) 個人起業の場合にあっては開業届出書、法人起業の場合にあっては法人設立届出書の写し(第3条第1項第2号に該当する場合に限る。)

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告を行った補助事業者に対し、河南町ベンチャーサポート補助金確定通知書(様式第8号)により補助確定額を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、速やかに河南町ベンチャーサポート補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消することができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、河南町ベンチャーサポート補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、河南町ベンチャーサポート補助金返還請求通知書(様式第11号)によりその返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びにこれを証する書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費 | |
|---|--|
| （1）事業所用設備経費 | （2）広告宣伝に要する経費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・店舗又は事業所の開設に伴う工事費用（居宅併用の場合を除く。） ・事業所等に係る設備・備品購入費 ・設備設置費等の経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝に必要な経費（チラシ・パンフレット印刷費用等） ・ホームページ作成に係る経費（維持管理費用を除く） |

備考 補助対象経費のうち、次に掲げる経費は補助対象外とする。

- （1）消耗品
- （2）パソコン、タブレット端末など、汎用性の高いものに係る経費
- （3）社会通念上著しく不当な価格のもの
- （4）個人間取引等によるもの